

6 消保第 1 5 1 0 号

令和 6 年 1 2 月 2 6 日

愛知県高圧ガス安全協会長
一般社団法人愛知県LPガス協会長
様

愛知県防災安全局長

高圧ガスの消費設備を有する事業所に対する可燃性ガスの販売における
事故防止について（注意喚起）

平素より、本県の産業保安行政に格別の御配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和 6 年 1 1 月 2 9 日に、本県においてガス窯点火作業中の爆発による死亡事故が発生しました。また、令和 6 年 1 2 月 1 3 日には、鹿児島県においてガス炉使用中の死亡事故が起きており、これらの事故の発生を受けて令和 6 年 1 2 月 1 9 日付けで経済産業省ホームページにおいて、ガス事故に関する注意喚起が掲載されました。

ガス窯による焼成作業は高圧ガス保安法（以下、法という。）第 2 4 条の 5 に規定する高圧ガスの消費に該当する場合があることから、高圧ガスの消費者が可燃性ガスを消費する際は、ガス検知機を設置すること、通風のよい場所で行うこと等が義務付けられております。

なお、高圧ガスの消費者は保安上必要な知識を十分に有しないまま高圧ガスの消費を行っている者もいることから、消費（販売）先の保安を確保することを目的の一つとして、法第 2 0 条の 4 に販売事業の制度が規定されております。

このことから、販売事業者は法の趣旨に則り、特に可燃性ガスを取り扱う消費者に対して、改めて適切な指導等を行っていただき、ガス事故の防止に努めていただきますようお願いいたします。

担当 防災部消防保安課
産業保安室高圧ガスグループ
電話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 9 7